

やまがた 中小企業

山形県中小企業団体中央会
URL <https://www.chuokai-yamagata.or.jp>

第1号
令和7年度

やまがた中小企業 メール配信スタート



今年度からやまがた中小企業のメール配信がスタートしました。

今後とも、組合運営、中小企業関係施策等の最新情報や先進組合の事例等皆様に有益な情報をお届けできるよう努めてまいりますので、変わらぬご愛読をよろしくお願いいたします。

やまがた中小企業 メール配信スタート	1
山形県商工業振興資金のご案内	2~3
通常総会(総代会)後の事務処理について	4~5
令和7年春の叙勲 受章者のご紹介	6
令和6年度本会加入会員一覧	6
特定地域づくり事業協同組合制度のご紹介	7
山形県共同店舗運営協議会・山形県スタンプ事業運営連絡協議会 令和6年度第2回商業関係団体交流会を開催	8
組合運営実務セミナーを開催	8
山形県中小企業青年中央会 第34回ボウリング大会を開催	9
山形県工業会村山支部 令和6年度県内会員企業視察を開催	9
山形県中小企業団体中央会事務局組織図／令和7年度本会通常総会のご案内／本会職員採用試験の実施	10
賃金向上推進事業支援金のご紹介	11
大樹生命保険株式会社	12

山形県商工業振興資金のご案内

山形県商工業振興資金は、県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。山形県が金融機関に融資原資の一部を預託（産業立地促進資金は市町村と協調預託）することにより、低利融資を実現しています。

融資に際しては、取扱金融機関での審査があります。ご利用をお考えの場合は、まずは取扱金融機関にご相談ください。

【申込窓口】

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行（山形支店）、北都銀行（酒田支店）、東邦銀行（米沢支店）、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形中央信用組合、北都信用組合、山形第一信用組合、山形県医師信用組合、商工中金（山形支店・酒田支店）

資 金 名	貸付対象者 (融資を受けられる方)	利 率	限 度 額 (運転資金の限度額)	期間(据置期間) 設・設備 運・運転	認定機関	備 考
産業活性化 支援資金	・新商品、新サービスを提供するための事業を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための事業を行う方 ・集客力向上・販路拡大を図るための事業を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方 ・人手不足の解消を図るための働きやすい職場環境の整備を行うもの ※DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進にも対応	固定1.6% (1.7%)	1億5千万円 (5千万円)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・「やまがたスマイル企業認定制度」で、「ゴールドスマイル企業」又は「ダイヤモンドスマイル企業」に該当 ・雇用者給与等支給額を、計画申請日を含む事業年度又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前事業年度と比較して1.5%以上増加させる方針を策定し、従業員に表明した事業者
地域産業振 興特別資金	①・「経営力向上計画」の認定を受けて事業を行う方 ・中心市街地活性化計画に掲げる事業を行う方 ・BCPの策定及びBCPに基づいた対策を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆) ・「事業継続力強化計画」の認定を受けて事業を行う方 等 ②・自動車、自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品又はバイオ技術の生産設備を導入する方 ※次世代自動車関連の取組みにも対応 ・新分野進出を行う方(別会社又は組合を設立する場合を含む) ・「経営革新計画」の承認を受けて事業を行う方 ・「地域経済牽引事業計画」の承認を受けて事業を行う方 ③ 下記の補助金を受けて事業を行う方 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「中小企業まるっとサポート補助金」「中小企業等事業再構築促進事業補助金」「中小企業新事業進出補助金」「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」「中小企業成長加速化補助金」「中小企業省力化投資補助金」 ・「先端設備等導入計画」「DX認定制度」の認定を受けて事業を行う方 (詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください)	固定 ①1.4% (1.5%) ②1.2% (1.3%) ③1.0% (1.1%)	2億円(8千万円) ※左欄(☆)については、 3億円 (設備のみ)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者
事業承継・ M&A 促進資金	①・他の事業者から事業資産等の譲渡を受け、当該事業を承継する方 ※県外事業者に対するM&Aも対象(ただし、県内事業の強化に資する場合に限る) ・第二創業を行う方 ・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方 ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方 ②・事業承継後に、株式や事業資産の取得等を行う中小企業者の代表者個人の方 ・事業承継前に、株式や事業資産の取得等を行おうとする事業を営んでいない個人の方 ③・「事業承継特別保証制度」又は「近代化資金保証制度(経営承継借換関連)」を利用して経営の承継を行う方	固定1.0% (1.1%) (3)について、 既借借入金 の借換が含ま れる場合は 1.6% (1.7%)	①②2億円 (8千万円) ③2億8千万円 ※既借借入金の 返済資金以外 は2億円 (8千万円)	①②設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年) ③10年(1年)	県	・③において、借換ができる既借借入金は、保証人(個人)を提供しているものに限る。また、商工業振興資金以外も借換可能
脱炭素社会 推進資金	①・省エネルギーに資する設備等を導入する方 ・温室効果ガスの排出抑制施設の整備を行う方 ・脱炭素化に係る設備等導入(経費を含む)する方 ②・再生可能エネルギー発電設備やその部品を製造する方 例) 風力発電設備の部品を製造するために必要な設備を導入など ③・再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方 ④・中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方 例) 太陽光発電設備を導入した売電事業、工場の屋根に自家消費型太陽光発電設備を導入など	固定 ①1.6% (1.7%) ②1.2% (1.3%) ③1.3% (1.4%) ④1.6% (1.7%)	①1億5千万円 (5千万円) ②2億円 (8千万円) ③30億円 (設備のみ) ④3億円 (設備のみ)	①②設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年) ③20年(3年) ④20年(2年)	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・①の要件に加え、「やまがたスマイル企業認定制度」で、「ゴールドスマイル企業」又は「ダイヤモンドスマイル企業」に該当 ・②の要件に加え、従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20人以下)の小規模企業者 ・③は県外企業・大企業でも利用可能
開業支援 資 金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方	固定 ①1.2% (1.3%) ②1.9% (2.0%)	①5千万円 ②2千万円	① 設15年(3年) ※建物の新築は20年 ② 設10年(3年) ①②運10年(2年)	開業先の 商工会・ 商工会議所 (NPO法人は県)	【金利優遇 ▲0.2%】 ・①の要件に加え、創業塾修了者(特定創業支援等事業含む)、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性、若者(35歳未満)、シニア(55歳以上)、県外から移住している創業する方(原則として移住から2年以内) ・所定の要件を満たした場合は、既往の開業支援資金の借換が可能
観光振興 資 金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方	固定1.4% (1.5%)	①1億5千万円 (5千万円) ②3億円(設備のみ)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
産業立地 促進資金	①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方若しくは本社機能を移転する方に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して立地した方であって増設・増築を行う方	変動 1.1%	20億円	設20年(3年) 運15年(3年)	県及び 立地先の 市町村	・立地先市町村の認定が必要 ・県外企業・大企業でも利用可能 ・融資利率は、山形県指定金融機関の短期プライムレートの変動幅に合わせて変動させる
環境保全 促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	固定1.6% (1.7%)	3億円 (5千万円)	設15年(2年) ※建物の新築は20年 運 7年(2年)	県	
小規模企業 資 金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者(宿泊業・娯楽業は従業員数20人まで小規模企業者) ①県特 …… 原則として無担保 ②特別小 …… 無担保・無保証人 ③小口零細 …… 保証付き融資残高が2千万円以下の方 (原則として無担保)	固定 ①1.9% (2.0%) ②1.8% (1.9%) ③1.8% (1.9%)	①3千万円 ②2千万円 ③2千万円※ ※既存の保証 付融資残高 を含む	設 7年(2年) 運 7年(2年)	信用保証 協会	・①②は商工会議所若しくは商工会又は市町村の意見書が必要 ・③はNPO法人は対象外 ・所定の要件を満たした場合は、既往の小規模企業資金の借換が可能
経営安定 資 金	①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④局地的な災害により事業所又は主要な事業用資産が被害を受け、今後3か月の売上高が前年同期に比べ20%以上減少することが想定され、経営に支障をきたしている方 ※NPO法人の場合、「売上高」は「売上高に相当する収益」、「売上総利益」は「売上総利益に相当する利益」とする。	固定1.6% (1.7%) (※)	①②③ 8千万円 (運転のみ) ④8千万円 (8千万円)	①②③ 7年(2年) ④ 設10年(2年) 運10年(2年)	①②③ 商工会・ 商工会議所 (NPO法人は県) ④県	・所定の要件を満たした場合は、既往の経営安定資金の借換が可能 ④においては、信用保証協会の緊急短期資金保証を利用してする場合、所定の要件によらず借換が可能 ・③の「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種 ※令和6年7月25日からの大雨災害に係る④の利率は1.6%(据置き)

地域経済変動対策資金	「物価高騰」の影響により、 ・最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少 ・最近3か月の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比して5%以上減少 のいずれかに該当し、経営に支障をきたしている方	固定1.6% (1.7%)	1億円 (運転のみ)	10年(2年)	県	【経済変動事象】 ・物価高騰(令和6年4月1日～)
長期借換サポート資金	信用保証協会の長期借換保証を利用して、商工業振興資金の 既往の保証付き融資の借換を行う方 ※既往債務の借換により、元金償還の繰延べや平準化を図るもの	固定 2.8%以内 (2.9%以内)	1億円 (運転のみ)	15年(3年)	県	
経営改善サポート再生支援資金	信用保証協会の事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生 支援強化型)を利用して、事業再生を行う方 ※商工業振興資金の既往の保証付き融資の借換を行うことも可能	固定2.1% (2.2%)	1億円	15年(3年)	県	
中小企業再生支援資金	①中小企業活性化協議会の支援を受けながら経営再建に取り 組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方 であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	固定2.1% (2.2%)	8千万円 (5千万円)	①②設15年(2年) 連10年(2年) ③ 設10年(2年) 連 7年(2年) ④ 3年	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、中小企業支援機 関の専門家派遣事業を受けた方
経営改善サポート借換資金	信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の 保証付き融資の借換を行うとともに、新商品・新サービスの提 供や技術力・生産性の向上等を図るための事業を行うことによ り、経営改善に取り組む方	固定2.1% (2.2%)	8千万円 (8千万円)	15年(2年)	県	・単なる借換のみは対象とならない ・商工業振興資金以外も借換可能
流動資産担保資金	流動資産を担保として、資金調達を行う方	固定 金融機関 所定 年3.0%以内	6千万円 (6千万円)	1年	信用保証 協会	

(注)貸出利率は、令和7年5月1日から、()内の利率に変更となります。

● 制度資金早見表 (詳しくは制度資金一覧表をご覧ください)

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

目 的 ・ 対 象		利 用 資 金 名
設備投資等、前向きな事業を実施したい方	・新商品、新サービス提供 ・生産性向上、集客力向上 ・働きやすい職場環境の整備 等	産業活性化支援資金
	・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・「経営力向上計画」、「経営革新」、「先端設備等導入計画」等の承認を受けて事業を実施 ・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等	地域産業振興特別資金
	他の事業者から事業を承継、第二創業 等	事業承継・M&A促進資金
	旅館、ホテルや観光施設の整備	観光振興資金
	産業廃棄物処理施設の整備	環境保全促進資金
	工業団地等への立地、工場増設・増築 等	産業立地促進資金
・県内で新たに開業したい方 ・開業後5年以内の方で当面の事業資金を調達したい方 等		開業支援資金
「無担保」「無担保・無保証人」で融資を受けたい方		小規模企業資金
経営の安定を図りたい方	売上高等の減少等により経営に支障をきたしている	経営安定資金
	知事が指定する経済変動事象の影響により、経営に支障をきたしている	地域経済変動対策資金
企業の再生を図りたい方		中小企業再生支援資金
・再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入したい方 ・省エネ化のための設備を導入したい方		脱炭素社会推進資金

【お問合せ先】山形県産業労働部商業振興・経営支援課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 電話:023-630-2359、3266(金融係) FAX:023-630-3267

【山形県中小企業総合相談窓口(中小企業トータルサポート)】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」(愛称:中小企業トータルサポート)を、県商業振興・経営支援課と(公財)やまがた産業支援機構に設置しています。また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。

県商業振興・経営支援課 → 電話:023-630-2354 FAX:023-630-3267

やまがた産業支援機構 → 電話:023-647-0664 FAX:023-647-0666

■令和7年4月1日からの改正点

- 「産業活性化支援資金」の対象に「人手不足の解消を図るための働きやすい職場環境の整備」を追加
- 「地域産業振興特別資金第3号」の対象に「中小企業新事業進出補助金」「中小企業成長加速化補助金」「中小企業省力化投資補助金」を受けて事業を行うもの、「DX認定制度」の認定を受けて必要な事業を行うものを追加
- 「開業支援資金第1号」の金利優遇要件に「産業競争力強化法により市町村等が実施する特定創業支援等事業による支援を受け証明書等の交付を受けて新たに開業する場合」を追加
- 「小規模企業資金」及び「経営安定資金」の借換要件の緩和(「新規借入額≧既往借入金の借換額」条件を撤廃)
- 「ポストコロナ対応借換資金」を「長期借換サポート資金」に改称するとともに、長期借換保証の利用に一本化
- 「ポストコロナ経営再生資金」を「経営改善サポート再生支援資金」に改称するとともに、保証制度の改正

通常総会(総代会)後の事務処理について

組合は、通常総会(総代会)終了後、決算に基づき税務申告及び納税、認可行政庁並びに法務局に届出や申請等を行わなければなりません。

所管行政庁への決算関係書類等の届出や認可申請が行われていない場合、休眠組合とみなし、行政庁が解散命令を出す措置もありますのでご注意ください。

1) 税務申告及び納税

通常総会(総代会)で確定した決算に基づき税務計算を行い、所轄税務署、県、市町村に法人税、県民税、事業税、市町村民税及び消費税の確定申告を行い、納税します。

なお、青色申告の承認を受けている組合につきましては、申告期間を過ぎてしまうと承認が取り消されてしまい、欠損金の繰越控除や少額減価償却資産の一括償却などの特典が無くなってしまいますので、必ず期間内に申告と納税を行ってください。

2) 決算関係書類及び役員変更届出書の所管行政庁への提出

通常総会(総代会)終了後、2週間以内に決算関係書類を所管行政庁へ提出しなければなりません。

また、役員の変更があった場合、変更のあった日から2週間以内に役員変更届を所管行政庁へ提出しなければなりません。

決算関係書類提出書

<添付書類>

- ①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金の処分又は損失の処理案、⑥監査報告書、⑦通常総会(総代会)議事録の写し

役員変更届出書

<添付書類>

- ①変更した役員の氏名・住所、②変更の年月日及び理由を記載した書面
③理事会議事録の謄本(原本証明が必要)、④通常総会(総代会)議事録の写し

なお、決算関係書類への通常総会議事録(総代会議事録)添付により役員変更届書への通常総会議事録(総代会議事録)添付を省略することができます。また、**役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に変更がない場合は、所管行政庁への役員変更届の提出は不要**となります。

(※役員全員重任の場合でも、代表理事の変更登記は必要となりますのでご注意ください。)

3) 定款変更の認可申請

通常総会(総代会)で定款を変更した場合には、速やかに所管行政庁に定款変更認可申請をして認可を受けなければ効力が発生しません。定款変更の認可申請を円滑に進めるため、事前に本会へご相談下さい。

定款変更認可申請書

<添付書類>

- ①変更理由書、②変更箇所を記載した書面(新旧対照表)、
③定款変更を議決した通常総会(総代会)の議事録の写し
④定款変更前・変更後の事業計画書又は収支予算書(定款変更が事業の場合)

4) 登記の申請

代表理事の変更(重任を含む)や出資金の変更、定款の変更などによって登記事項証明書に記載がある事項について変更があった場合、変更登記申請をしなければなりません。

主な変更登記事項

- ①代表理事の変更、②出資の総口数及び払込済出資総額の変更、③組合名称の変更、④事業の変更、⑤地区の変更、⑥公告方法の変更、など

なお、登記事項に変更が生じた場合、速やかに変更登記申請を行わないと、裁判所から代表理事個人あてに過料の請求が届く場合がありますので、ご注意ください。

不明な点については、本会までご連絡ください。

事務処理日程表

手続事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
日程	年度末締切 (1)棚卸表 (2)帳簿整理	出資総口数及び払込済出資総額変更登記 (3)帳簿締切 (4)組合員名簿整理	決算関係書類の作成 (1)事業報告書 (2)財産目録 (3)貸借対照表	組合から監事への決算関係書類及び事業報告書の提出 (4)損益計算書 (5)剰余金処分案又は損失処理案	監査報告の内容通知	理事会招集通知発送	理事会の開催 ①通常総会開催日時及び場所決定 ②通常総会提出議案の審議	決算関係書類及び事業報告書の事務所備付及び閲覧	通常総会招集通知、決算関係書類・事業報告書・監査報告書の発送	通常総会開催	理事会開催 ①役付理事の選任	通常総会終了後の事務処理 (1)議事録の作成 (2)剰余金処分・損失処理振替 (3)持分払い戻し (4)配当支払	代表理事変更登記	決算関係書類提出	役員変更届提出	税務申告及び納税 ①法人税 ②県民税 ③事業税 ④市町村民税 ⑤消費税	定款変更認可申請	変更登記(定款変更が登記事項に該当する場合)
4/1	3/31																	
4/10		4週間以内		4/10														
4/20				受領した日から4週間を経過した日又は合意により														
4/30																		
5/10					5/8	5/2												
5/20						会日の1週間前までに	5/10	5/11	5/11									
5/31						到達するよう		総会の2週間前	会日の10日前までに	5/25	5/25							
6/10									到達するよう		招集手続省略可	総会終了後速やかに				5月31日まで	総会終了後速やかに	定款変更の認可書到達後
6/20				定めた日								通常総会終了後2週間以内						2週間以内

令和7年春の叙勲 受章者のご紹介

令和7年春の叙勲の受章者が発表され、本会関係者では以下の方が受章されました。
このたびの受章、誠にありがとうございます。

()は本会関係役職名

旭日小綬章



安 房 毅 氏

〔元 山形県中小企業団体中央会会長 (テック協同組合 代表理事)〕

令和6年度 本会加入会員一覧

令和6年4月から令和7年3月の間に本会に加入した4組合をご紹介します。

【山形中央地区生コンクリート卸商協同組合】

【主 な 事 業】 生コンクリートの共同斡旋事業

【設 立】 令和6年2月

【代 表 理 事】 久保市 政和

【所 在 地】 山形市砂塚

【組 合 員 数】 4名

【しらたかマルチワーク事業協同組合】

【主 な 事 業】 特定地域づくり事業としての労働者派遣事業

【設 立】 令和6年4月

【代 表 理 事】 小口 尚司

【所 在 地】 西置賜郡白鷹町荒砥甲

【組 合 員 数】 17名

【協同組合ソーシャルジャパン山形】

【主 な 事 業】 外国人技能実習生の受入事業

【設 立】 令和2年2月

【代 表 理 事】 會津 圭一郎

【所 在 地】 山形市香澄町

【組 合 員 数】 4名

【かわにしマルチワーク協同組合】

【主 な 事 業】 特定地域づくり事業としての労働者派遣事業

【設 立】 令和7年3月

【代 表 理 事】 舩山 宏和

【所 在 地】 東置賜郡川西町大字上小松

【組 合 員 数】 8名

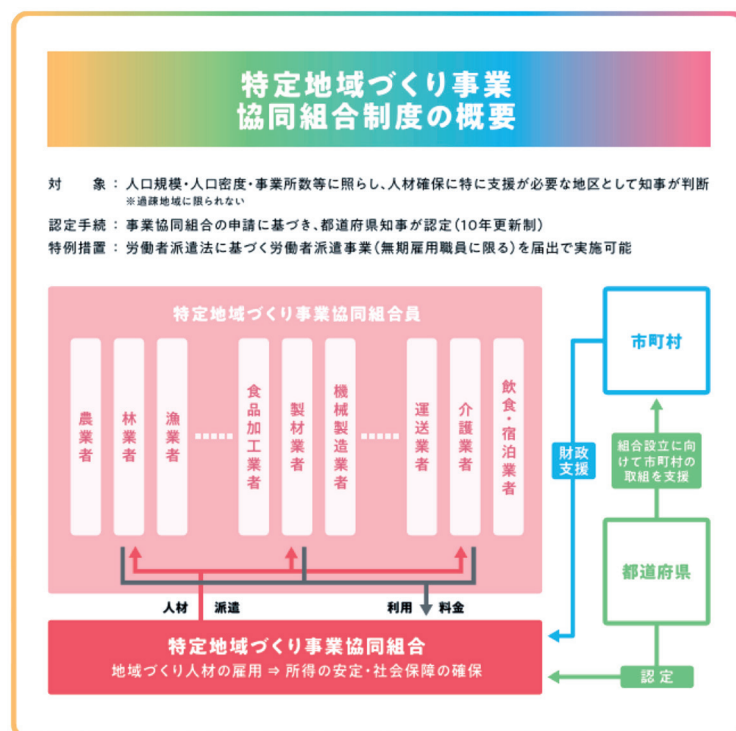
特定地域づくり事業協同組合制度のご案内

特定地域づくり事業協同組合とは？

地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで、年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同して職員を通年で雇用した上でそれぞれの地域事業者に派遣する制度です。本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等呼び込むことができるようになりますとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができます。

特定地域づくり事業協同組合をつくるには？

- ① 事前準備
(事業者・市町村・関係事業者団体間の相談・調整)
- ② 事業計画(案)の作成
- ③ 一連の手続きの関係機関への事前相談
- ④ 事業協同組合の設立認可手続
(都道府県・都道府県中小企業団体中央会)
- ⑤ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続
(都道府県)
- ⑥ 労働者派遣事業の届出(都道府県労働局)
- ⑦ 特定地域づくり事業開始



特定地域づくり事業協同組合に市町村が

財政支援を行う場合、国の財政支援を受けることができます！

対象経費	A：派遣職員人件費	B：事務局運営費
対象経費の上限額	A：400万円／年・人	B：600万円／年
交付金	対象経費の1/2までの範囲で市町村が支援した額の1/2	



【お問合せ先】

制度を活用したいと思ったら → まずはお住まいの市町村へ

事業協同組合設立について → 山形県中小企業団体中央会 Tel023-647-0360

労働者派遣事業について → 山形県労働局 Tel023-626-6109

特定地域づくり事業協同組合制度全般について → 総務省自治行政局地域振興室 Tel03-5253-5534

山形県共同店舗運営協議会・山形県スタンプ事業運営連絡協議会 令和6年度第2回商業関係団体交流会を開催



山形県共同店舗運営協議会（小松壮一会長）と山形県スタンプ事業運営連絡協議会（枝松正憲会長）の商業関係2団体は、3月4日（火）に交流会を開催しました。

第1部では、講師として、一般社団法人中小企業IT経営センター コンサルタント 岸野拓也氏をお招きし、「IT・AIの力でお店を強くする!小売業小規模店舗向けデジタル活用講座」をテーマに講演がありました。小売業界におけるIT・AIの活用とその事例について紹介があった後に、課題の特定から導入までの進め方について説明がありました。

第2部では、IT・AIの活用に対する課題を中心に情報交換会を実施し、それぞれが直面している問題点、今後の方針などを発表し、活発な意見交換の場となりました。

組合運営実務セミナーを開催



3月5日（水）山形市「霞城セントラル」において、組合運営実務セミナーを開催し、会場とWeb出席を合わせて40名にご参加いただきました。

第1部では、木挽町総合法律事務所 弁護士 北沢智氏をお招きし、「組合と中小企業者が知っておきたい契約書の基礎知識」をテーマに、契約の基本ルール、契約書の読み方・考え方及び契約書作成時の留意点等について講演がありました。

第2部では、奥山享税理士事務所 所長 奥山享氏をお招きし、「令和7年度税制改正と組合会計の留意点」をテーマに、所得税の基礎控除引き上げ等の税制改正ポイント及び組合決算期の事務手続きの流れについて説明がありました。

山形県中小企業青年中央会 第34回ボウリング大会を開催



3月10日(月)山形市「ヤマコーボウル」において、山形県中小企業青年中央会(渡辺真一会長)の福利厚生事業であるボウリング大会を開催しました。

本大会には20名が参加し、山形県麺類飲食生活衛生同業組合青年会所属で青年中央会副会長の岡崎昌平氏の始球式から始まり、大盛況のうちに終えることができました。また、その後の懇親会においても、業種関係なく各青年部同士で交流を深めることができ、大変有意義なものとなりました。

山形県中小企業青年中央会では、ボウリング大会といった福利厚生事業をはじめ、山形県観光物産市へのイベント出展事業である『わくわくしごと☆チャレンジ』など様々な事業を実施しております。是非、組合青年部の皆様からのご加入をお待ちしております。

山形県工業会村山支部 令和6年度県内会員企業視察を開催



【①内山電機工業株式会社】



【②サンフウ精密株式会社】

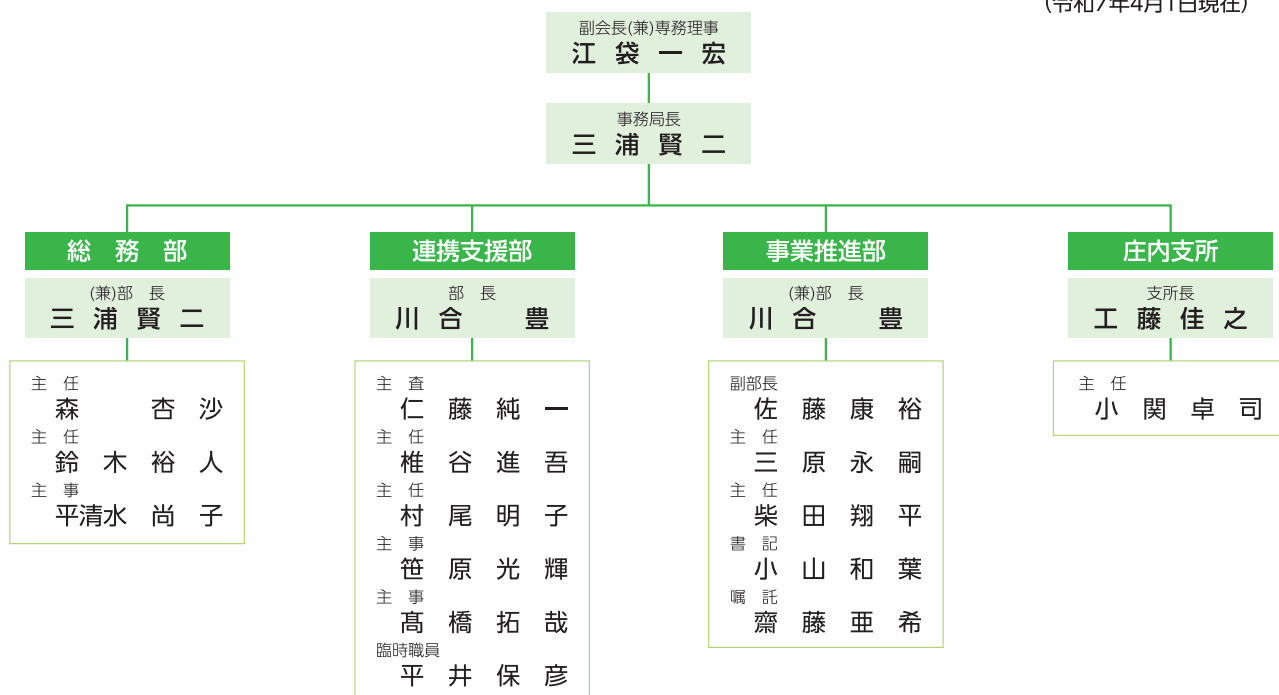
山形県工業会村山支部(伊藤明彦支部長・株式会社伊藤製作所)は3月13日(木)に県内会員企業視察を開催しました。今回は①内山電機工業株式会社、②サンフウ精密株式会社に訪問しました。

1つ目に訪問した内山電機工業株式会社は、発電所で作られた高圧電気を照明やコンセントなどの電気製品で使えるように変換して供給する配電盤を製造しております。生産拠点は東京都日の出工場と山形上山工場の2拠点あり、令和7年度で創業91年目を迎えます。

2つ目に訪問したサンフウ精密株式会社は、航空機や印刷機、工作機械向けの産業用機械部品加工を行っており、2023年にははばたく中小企業・小規模事業者300社(DX部門)を受賞しております。DXの取組として、中古PCを用いて作業指示書出力システム・生産進捗管理システム・パトライト稼働監理システムを稼働させ、生産性向上に努めております。

山形県中小企業団体中央会事務局組織図

(令和7年4月1日現在)



令和7年度 本会通常総会のご案内

既にご案内をしておりますが、本会の令和7年度通常総会は以下の通りの開催となります。

日時：令和7年6月9日(月) 13時30分

場所：山形市 ホテルメトロポリタン山形

会員の皆様には、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本会職員採用試験の実施

本会職員採用試験を実施します。

受付：令和7年5月19日(月)～令和7年6月13日(金) 17:00

関係書類等を本会事務所必着

資格：①平成7年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法における大学若しくは大学院を卒業、又は令和8年3月までに卒業見込の方。

(※長期勤務によるキャリア形成を図るため)

②普通自動車運転免許証(AT限定可)を有する者

採用日：令和8年4月1日

人数：若干名

備考：詳細は本会ホームページをご覧ください。

https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/info/972_index_msg.html

賃金向上推進事業支援金のご紹介

①賃金アップコース

事業所内の女性非正規雇用労働者の所定労働時間1時間あたりの賃金(時給)を50円以上増額改定した場合に支援金が支給されます。

対象事業者

- ・山形県内の中小企業等又は社会福祉法人であること
- ・本社及び対象事業所又は法人本部及び対象施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であること

対象労働者 女性非正規雇用労働者で、以下の要件を全て満たす者

- ・令和7年4月1日から令和7年9月30日の間に、1回当たりの改定で時給50円以上増額されていること
- ・社会保険(健康保険及び厚生年金保険)に加入していること
- ・増額改定後1か月以上継続して雇用されていること
- ・キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)の受給対象者でないこと
- ・山形県内の事業所に勤務し、山形県内に住所があること
- ・事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族でないこと

支給額

5万円/人(1事業者あたり最大5人まで)

→さらに、100円以上増額改定した場合には、加算金として5万円/人を上乗せ支給

申請期限

増額改定後3か月以内又は令和7年11月28日のいずれか早い日(増額改定後1ヶ月の経過が必要)

②正社員化コース

事業所内の女性非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に支援金が支給されます。

対象事業者

- ・山形県内の中小企業等又は社会福祉法人であること
- ・本社及び対象事業所又は法人本部及び対象施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であること

対象労働者 女性労働者で以下の要件を全て満たすこと

- ・令和7年4月1日から令和7年11月30日の間に事業所内の非正規雇用から正社員に転換されていること
- ・正社員転換後3か月以上継続して雇用されていること
- ・正社員転換後の賃金を転換前より引き上げていること
- ・山形県内の事業所に勤務し、山形県内に住所があること
- ・事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族でないこと

支給額

10万円/人(1事業者あたり最大5人まで)

申請期限

令和7年4月1日から令和7年7月31日までの転換 令和7年11月5日(水) 必着
令和7年8月1日から令和7年11月30日までの転換 令和8年3月4日(水) 必着

※①及び②については、国の「業務改善助成金」と併給できません。
詳しくは県ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室
電話023-630-3245 FAX 023-630-2376



経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、山形県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および山形県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。
- ※ 当資料の有効期限は、2026年3月31日です。(有効期限前に変更になる場合があります。)

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 山形支社

〒990-0031 山形県山形市十日町1-1-1 三の丸ビル4F TEL:023-623-3325
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2024-771 (損保)B-2025-103 (2025.4)
D-2025-1004 (2025.5) 使用期限 2026.3.31